

# 福岡県公報

平成二十九年三月十日  
第三千八百七十四号  
増刊  
①

## 目次

### 規則(第七号)

○地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例施行規則

規則 (税務課) …………… 一

### 告示(第百六十二号―第百六十四号)

○福岡県農業経営負担軽減支援資金利子補給規定の一部を改正する告示

(団体指導課) …………… 一三

○福岡県における主要農作物の奨励品種の一部を改正する告示

(水田農業振興課) …………… 一三

○収納代理金融機関の指定の一部改正

(会計管理局会計課) …………… 一三

○悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準の一部を改正する告示

(環境保全課) …………… 一三

○へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

(教育庁教職員課) …………… 一三

## 規則

地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例施行規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年三月十日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第七号

地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例施行規則

### (趣旨)

第一条 この規則は、地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例(平成二十七年福岡県条例第五十六号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (権限の委任)

第二条 知事は、条例に規定する事業税(二以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で他の都道府県に主たる事務所又は事業所を有するもの(次項において「分割支店法人」という。))に係るものを除く。以下この項において同じ。及び不動産取得税の不均一の課税に関する知事の権限に属する事務のうち、次の表の下欄に掲げる福岡県税事務所の所管区域(福岡県税事務所設置条例(昭和二十五年福岡県条例第三十七号)第二条に規定する所管区域をいう。)に事業税及び不動産取得税の納税地があるものを同表上欄に掲げる福岡県税事務所の長に委任する。

福岡県博多県税事務所	福岡県博多県税事務所
福岡県東福岡県税事務所	福岡県東福岡県税事務所
福岡県西福岡県税事務所	福岡県西福岡県税事務所
福岡県筑紫県税事務所	福岡県筑紫県税事務所
福岡県北九州東県税事務所	福岡県北九州東県税事務所
福岡県北九州西県税事務所	福岡県北九州西県税事務所
福岡県飯塚・直方県税事務所	福岡県飯塚・直方県税事務所
福岡県久留米県税事務所	福岡県久留米県税事務所
福岡県大牟田県税事務所	福岡県大牟田県税事務所
福岡県筑後県税事務所	福岡県筑後県税事務所

2 知事は、条例に規定する事業税(分割支店法人に係るものに限る。)の不均一の課税に関する知事の権限に属する事務を福岡県博多県税事務所長に委任する。

### (特別償却設備に係る所得金額等の計算方法)

第三条 条例第二条第一項の規則で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げ

る区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式により計算した額の合算額とする。

一 電気供給業、ガス供給業又は倉庫業に係る所得又は収入金額  
当該個人又は法人に課する事業税の課税標準となるべき当該年又は事業年度に係る所得又は収入金額

当該新設し、又は増設した特別償却設備に係る固定資産の価額

× 当該特別償却設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額

二 鉄道事業又は軌道事業に係る所得金額

当該個人又は法人に課する事業税の課税標準となるべき当該年又は事業年度に係る所得金額  
当該新設し、又は増設した軌道のうち特別償却設備に係る軌道の延長キロメートル数

× トル数  
当該軌道を新設し、又は増設した者が県内に有する軌道の延長キロメートル数

三 前二号以外の業種に係る所得又は収入金額

当該個人又は法人に課する事業税の課税標準となるべき当該年又は事業年度に係る所得又は収入金額  
当該新設し、又は増設した特別償却設備に係る従業者の数

× 当該特別償却設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の従業者の数

2 前項の固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数及び従業者の数の算定については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の四十八第四項から第六項まで、第九項及び第十項並びに第七十二条の五十四第二項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。

（事業税の不均一課税の手続等）

**第四条** 条例第二条第二項の規定による申請は、地方活力向上地域における事業税の不均一課税申請書（様式第一号）により行うものとする。

2 法人の事業税に係る条例第二条第二項の規定による申請をした者は、当該事業税に係る地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第六号様式による申告書（中間申告及びこれに係る修正申告に係るものを除く。）を提出するときは、当該申

告書に地方活力向上地域における法人事業税の不均一課税計算書（様式第二号）を添付しなければならない。

3 条例第三条第三項の規定による通知は、地方活力向上地域における事業税の不均一課税の申請に対する決定通知書（様式第三号）により行うものとする。

（不動産取得税の不均一課税の手続等）

**第五条** 条例第三条第二項の規定による申請は、地方活力向上地域における不動産取得税の不均一課税申請書（様式第四号）により行うものとする。

2 条例第三条第三項の規定による通知は、地方活力向上地域における不動産取得税の不均一課税の申請に対する決定通知書（様式第五号）により行うものとする。

（不動産取得税の徴収猶予に係る通知）

**第六条** 条例第四条第二項の規定による通知は、同条第一項の規定による徴収の猶予をしたときにあつては地方活力向上地域における不動産取得税の徴収猶予決定通知書（様式第六号）、同項の規定による徴収の猶予をしないこととしたときにあつては地方活力向上地域における不動産取得税の徴収猶予をしない旨の通知書（様式第七号）により行うものとする。

2 条例第五条第二項の規定による通知は、地方活力向上地域における不動産取得税の徴収猶予取消通知書（様式第八号）により行うものとする。

（不動産取得税の還付の手続）

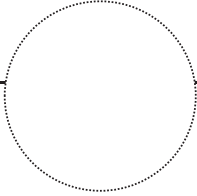
**第七条** 条例第六条第一項の申請は、地方活力向上地域における不動産取得税の還付申請書（様式第九号）により行うものとする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

受付印



年 月 日

福岡県

\_\_\_\_\_ 県税事務所長 殿

申請者所在地 (住所)	
フリガナ	
法人名及び 代表者名 (氏名)	①
電話	- -
個人番号又は法人番号 (右詰で記載)	

地方活力向上地域における事業税の不均一課税申請書

年 月 日から 年 月 日までの事業年度 (年) に係る法人 (個人) の事業税について、地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例第 2 条第 1 項の規定の適用を受けたいので、同条第 2 項の規定により申請します。

地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた日	年 月 日
地方活力向上地域特定業務施設整備事業の区分	移転型・拡充型
新設し、又は増設した特別償却設備の取得価額の合計額	円

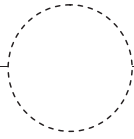
(注) 1 この申請書は、法人にあっては不均一課税の適用を受けようとする事業年度の確定申告書の提出期限まで、個人にあっては不均一課税の適用を受けようとする年度の前年度の 3 月 15 日までに提出してください。なお、提出の際は、次の書類を添付してください。

- (1) 地方活力向上地域特定業務施設整備計画認定申請書 (地域再生法施行規則別記様式第 24 又は第 25) の写し
- (2) 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定通知書 (地域再生法施行規則別記様式第 26 又は第 27) の写し
- (3) 事業所全体の平面図 (新設し、又は増設した部分が明示されたもの)
- (4) 法人にあっては減価償却明細書 (法人税法施行規則別表 16) の写し、個人にあってはこれに代わるもの
- (5) 地方活力向上地域特定業務施設整備計画に関する実施状況報告書 (地域再生法施行規則別記様式第 32 又は第 33) の写し (この申請書に記載された事業年度 (年) に係るもの)
- (6) 特定業務施設等の整備に係る投資額の内訳を記載した書面
- (7) 新設し、又は増設した特別償却設備等に係る従業員の氏名及び勤務箇所を記載した書面
- (8) その他県税事務所長が必要と認める書類

2 前事業年度 (年) に係る事業税について不均一課税の適用を受けている場合であって、認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画及び (1) から (3) までの書類の内容に変更がないときは、(5) から (8) までの書類のみ提出してください。

様式第 2 号 (第 4 条関係)

受付印



年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿	所在地
	法人名

地方活力向上地域における法人事業税の不均一課税計算書

地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例第 2 条第 1 項の規定により不均一課税の適用を受ける法人事業税額及びその算出基礎について、次のとおり申告します。

1 新設し、又は増設した特別償却設備

所 在	事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	事業の用に供 した年月日	年 月 日
名 称	申告区分	確 定 ・ 修 正	不均一課税率	$\frac{1}{2} \cdot \frac{3}{4} \cdot \frac{7}{8}$

2 不均一課税の適用を受ける課税標準及び税額

所 得 区 分	不均一課税適用前の額				不均一課税の適用を 受 け る 額		不均一課税の適用を 受 け ない 額		不 均 一 課 税 適 用 後 の 額	
	税 率 ①	所 得 ②	本県にお ける課税 標 準 額 ③	算出税額 ③×① ④	課 税 標 準 額 ③/⑪ ×⑫ ⑤	税 額 ⑤×①× (不均一 課税率) ⑥	課 税 標 準 額 ③/⑪×( ⑪-⑫) ⑦	税 額 ⑦×① ⑧	算出税額 ⑥+⑧ ⑨	減 額 を 受 け る 額 ④-⑨ ⑩
所 得 金 額	年400万円以下	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	年400万円超 ～800万円以下									
	年800万円超									
	計									
	軽減税率不適用法人の金額									
収入金額										

3 不均一課税の適用を受ける額の算出基礎

区 分	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	計	事業年度 末日現在 における 数 値	備 考
本県内の従業者数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	⑪	
うち新設し、又は増設 した特別償却設備に係 る従業者数														⑫	

裏面をお読みください。

- (注) 1 この計算書は、法人事業税の確定申告書又はこれに係る修正申告書を提出する際に、当該申告書に添付してください。
- 2 「不均一課税率」とは、地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例第 2 条第 1 項の規定により税率に乘じる割合のことをいい、特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度は「1/2」、特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度の翌年度は「3/4」、特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度の翌々年度は「7/8」になります。
- 3 事業の用に供した日が異なる事業年度に属する特別償却設備を有し、2 以上の不均一課税率の適用を受ける場合は、不均一課税率ごとにこの計算書を作成してください。
- 4 課税標準額は千円未満を切り捨てた額を、税額は百円未満を切り捨てた額をそれぞれ記載してください。なお、⑤及び⑦を算定する場合において、③を①で除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち①の桁数に 1 を加えた数に相当する数の位以下の部分を切り捨ててください。
- 5 従業者数は、地方税法に規定する事業税の分割基準の算定の例に従い、記載してください。
- 6 5 にかかわらず、電気供給業、ガス供給業又は倉庫業を営む法人については、従業者数は記載せず、①に事業年度の末日現在における本県内の固定資産の価額を、②に①のうち新設し又は増設した特別償却設備に係る固定資産の価額をそれぞれ記載してください。
- 7 5 にかかわらず、鉄道事業又は軌道事業を営む法人については、従業者数は記載せず、①に事業年度の末日現在における本県内の軌道の延長キロメートル数を、②に①のうち新設し又は増設した特別償却設備に係る軌道の延長キロメートル数をそれぞれ記載してください。

様式第 3 号 (第 4 条関係)

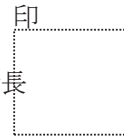
第 号  
年 月 日

地方活力向上地域における事業税の不均一課税の申請に対する決定通知書

様

福岡県

県税事務所長



年 月 日付けで地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する  
条例第 2 条第 1 項の規定の適用に係る申請があった法人 (個人) 事業税について、下記のと  
おり (下記理由により) 同項の規定を適用する (しない) こととしたので、同条第 3 項の規  
定により通知します。

管理番号又は 課税番号		事業年度(年) 又は課税年度	
不均一課税 適用前の税額	円	不均一課税 適用後の税額	円
		減額を受ける 税額	円

理 由

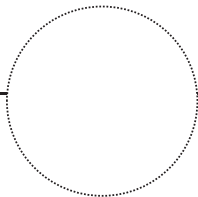
教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副 2 通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として (代表者は福岡県知事となります。) この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、次の (1) から (3) までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して 3 か月を経過しても裁決がないとき。  
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分 (審査請求に対する裁決) があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



様式第 4 号 (第 5 条関係)

受付印



年 月 日

福岡県

\_\_\_\_\_ 県税事務所長 殿

課 税 番 号	課税年度

<p>申請者所在地 (住所)</p> <p>フリガナ</p> <p>法人名及び代表者名 (氏名)</p> <p>電話 - -</p> <p>個人番号又は法人番号 (右詰で記載)</p>										

地方活力向上地域における不動産取得税の不均一課税申請書

下記不動産に係る不動産取得税について、地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例第 3 条第 1 項の規定の適用を受けたいので、同条第 2 項の規定により申請します。

不動産の種類、構造、用途及び規模	土地 家屋	m <sup>2</sup>
不動産の所在地		
不動産の取得	年	月 日
家屋の建設に着手する予定	年	月 日

摘要

- (注) 1 この申請書は、不動産取得税申告書(福岡県税条例施行規則第77号様式)と同時に提出してください。なお、提出の際は、次の書類を添付してください。
- (1) 地方活力向上地域特定業務施設整備計画認定申請書(地域再生法施行規則別記様式第24又は第25)の写し
  - (2) 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定通知書(地域再生法施行規則別記様式第26又は第27)の写し
  - (3) 取得不動産が建物の場合は、新設し、又は増設した建物の各階平面図(対象となる部分が明示されたもの)及び建物図面(土地を併せて取得した場合)
  - (4) 取得不動産が土地の場合は、当該土地の取得の日の翌日から起算して1年以内に特別償却設備である建物の建設に着手することが認められる書類
- 2 特別償却設備を新設し、又は増設した日の属する事業年度(年)の確定申告後、速やかに次の書類を提出してください。
- (1) 法人にあっては減価償却明細書(法人税法施行規則別表16)の写し、個人にあってはこれに代わるもの
  - (2) 地方活力向上地域特定業務施設整備計画に関する実施状況報告書(地域再生法施行規則別記様式第32又は第33)の写し(特別償却設備を新設し、又は増設した日の属する事業年度(年)に係るもの)
  - (3) 特定業務施設等の整備に係る投資額の内訳を記載した書面
  - (4) その他県税事務所長が必要と認める書類

様式第 5 号 (第 5 条関係)

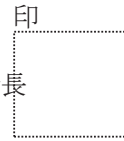
第 号  
年 月 日

地方活力向上地域における不動産取得税の不均一課税の申請に対する決定通知書

様

福岡県

県税事務所長



年 月 日付けで地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する  
条例第 3 条第 1 項の規定の適用に係る申請があった不動産取得税について、下記のとおり ( 下記理由により) 同項の規定を適用する (しない) こととしたので、同条第 3 項の規定により通知します。

課 税 番 号		課 税 年 度	
不 均 一 課 税 適用前の税額	円	不 均 一 課 税 適用後の税額	円
		減額を受ける 税 額	円

理 由

教 示

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副 2 通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として (代表者は福岡県知事となります。) この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、次の (1) から (3) までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して 3 か月を経過しても裁決がないとき。  
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分 (審査請求に対する裁決) があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



## 様式第 6 号（第 6 条関係）

第 号  
年 月 日

地方活力向上地域における不動産取得税の徴収猶予決定通知書

様

福岡県

県税事務所長

印

年 月 日付けで地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する  
条例第 3 条第 1 項の規定の適用に係る申請があった不動産取得税について、下記のとおり徴  
収の猶予をすることとしたので、同条例第 4 条第 2 項の規定により通知します。

課 税 番 号	課税年度	徴 収 猶 予 金 額	徴 収 猶 予 期 間
		円	から まで

理 由

教 示

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副 2 通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
（1）審査請求があった日の翌日から起算して 3 か月を経過しても判決がないとき。  
（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
（3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 7 号 (第 6 条関係)

第 号  
年 月 日

地方活力向上地域における不動産取得税の徴収猶予をしない旨の通知書

様

福岡県

県税事務所長

印



年 月 日付けで地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する  
条例第 3 条第 1 項の規定の適用に係る申請があった不動産取得税 (課税番号  
課税年度 ) について、下記の理由により徴収の猶予をしないこととしたので、同条例  
第 4 条第 2 項の規定により通知します。

理 由

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。  
 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副 2 通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として (代表者は福岡県知事となります。) この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
 ただし、次の (1) から (3) までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して 3 か月を経過しても裁決がないとき。  
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分 (審査請求に対する裁決) があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

## 様式第 8 号（第 6 条関係）

第 号  
年 月 日

地方活力向上地域における不動産取得税の徴収猶予取消通知書

様

福岡県

県税事務所長

印

年 月 日付けで徴収の猶予をすることとした不動産取得税について、下記のとおり徴収の猶予を取り消すこととしたので、地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例第 5 条第 2 項の規定により通知します。

課 税 番 号	課税年度	徴収猶予取消金額	徴 収 猶 予 期 間
		円	から まで

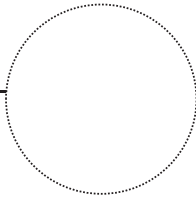
理 由

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副 2 通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
（1）審査請求があった日の翌日から起算して 3 か月を経過しても裁決がないとき。  
（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 9 号 (第 7 条関係)

受付印



年 月 日 福岡県 _____ 県税事務所長 殿	申請者所在地 (住所)	
	フリガナ	
	法人名及び 代表者名 (氏名)	⑩
	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)	電話 — —

地方活力向上地域における不動産取得税の還付申請書

下記不動産取得税について、地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例第 6 条第 1 項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により申請します。

課税番号	課税年度	納付税額	納付年月日	還付申請額
		円		円

摘要

Blank area for the summary (摘要)

告示

福岡県告示第六十一号

福岡県農業経営負担軽減支援資金利子補給規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県農業経営負担軽減支援資金利子補給規程の一部を改正する告示

福岡県農業経営負担軽減支援資金利子補給規程（平成七年九月福岡県告示第六百十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「その交付に関しては、」の下に「ガイドライン及び」を加える。

第二条中「年一・二五%とし、貸付利率は、ガイドライン第二の四の（四）に定められた」を「ガイドライン第三の二に基づき通知される基準金利からガイドライン第二の四の（四）に定められた貸付利率を控除した」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県農業経営負担軽減支援資金利子補給規程の規定は、平成二十九年三月十日以降に貸し付けられた支援資金について適用し、同日前に貸し付けられた支援資金については、なお従前の例による。

福岡県告示第六十二号

福岡県における主要農作物の奨励品種（平成元年十月福岡県告示第七百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月十日

福岡県知事 小川 洋

五の表中

フクユタカ	
-------	--

を

フクユタカ	ちくし豆5号
-------	--------

に改める。

福岡県告示第六十三号

収納代理金融機関の指定（平成五年一月福岡県告示第二十一号）の一部を次のように改正し、平成二十九年三月十三日から施行する。

平成二十九年三月十日

福岡県知事 小川 洋

一の表収納代理金融機関名の欄中「九州幸銀信用組合」を「横浜幸銀信用組合」に改める。

福岡県告示第六十四号

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準（平成十四年三月福岡県告示第四百七十三号）の一部を次のように改正し、平成二十九年十月一日から施行する。

平成二十九年三月十日

福岡県知事 小川 洋

第一号イ中「、久山町」を削り、同号ハ中「新宮町」の下に「、久山町」を加える。

教育委員会

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年三月十日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第一号

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

へき地等学校の指定に関する規則（昭和四十六年福岡県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、準へき地学校及び特別の地域に所在する学校等」を「及び準へき地学校」に改める。

第四条を削る。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

所在地	学 校 名	区級分地
宗像市地島	地島小学校	二
〃 大島	大島小学校	一
〃 大島	大島中学校	一
〃 大島	宗像市学校給食大島調理場	一
糸島市王丸	怡土小学校王丸分校	一
糟屋郡篠栗町大字菽尾	篠栗小学校菽尾分校	一
〃 新宮町大字相島	相島小学校	二
〃 新宮町大字相島	新宮中学校相島分校	二
糸島市志摩姫島	姫島小学校	三
〃 志摩姫島	志摩中学校姫島分校	三
八女市矢部村北矢部	矢部小学校	一
〃 星野村一二〇五九	星野小学校	一
〃 矢部村北矢部	矢部中学校	一
田川郡添田町大字津野	津野小学校	一
京都郡みやこ町犀川上伊良原	伊良原小学校	二
〃 みやこ町犀川上伊良原	伊良原中学校	二

別表第三を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。